（介護保険法施行規則第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付の一部改正）

第九条　介護保険法施行規則第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付（平成十二年厚生省告示第百九十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～九　（略）	一～九　（略）
十　別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四条に規定する指定訪問介護をいう。）及び指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）に係る介護の給付	十　別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四条に規定する指定訪問介護をいう。）、指定介護予防訪問介護（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第二条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。）及び指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）に係る介護の給付

（生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬の一部改正）

第十条　生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬（平成十二年厚生省告示第二百十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～五　（略）	一～五　（略）
六　介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第十四条第三項第三号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。	（新設）
七～十一　（略）	六～十　（略）

（独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部改正）

第十一条　独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成十七年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。	独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。
一　次に掲げる要件の全てに該当する有料老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）であること。	一　次に掲げる要件の全てに該当する有料老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）であること。
イ　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院に隣接していること。	イ　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設に隣接していること。
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
二～五　（略）	二～五　（略）

（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第十二条　指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次の表のように改正する。